

鶴岡市健康なまちづくり推進協議会設置要綱

平成 20 年 8 月 1 日

訓 令 第 3 3 号

(設置)

第 1 条 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の規定に基づき、一人ひとりがそれぞれの年代で健やかに暮らす健康福祉社会を目指し、心と体の健康を増進するため、鶴岡市健康なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に提言を行う。

- (1) 市民の健康づくり推進に関する事項
- (2) 保健行動計画に関する事項
- (3) その他健康づくり推進に関して必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、20 人以内の委員で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療機関等の代表者
- (3) 企業、又は団体の健康づくり事業関係者
- (4) 市職員
- (5) その他必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が召集し、会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部健康課にて処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱し、又は任命された日から平成22年3月31日までとする。